

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第37号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成20年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(身分証明書) 第11条 略</p> <p>様式第1号 略</p>	<p>(身分証明書) 第11条 略</p> <p>(誓約書)</p> <p><u>第12条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録を受けようとする者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1項に規定する申請書を提出するときは、条例第19条の2第1項各号に該当しないことを誓約する書面（様式第6号）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、法13条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録の更新を申請する者が、省令第4条第1項に規定する申請書を提出する場合に準用する。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、法第14条第2項の規定により法第10条第2項第1号に掲げる事項の変更の届出をする者が、省令第5条第3項に規定する届出書を提出する場合に準用する。</u></p> <p>様式第1号 略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報、犬及び猫の多頭飼養届に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第 2 号 略</p> <p>様式第 4 号 略</p>	<p>せん。</p> <p>様式第 2 号 略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報、犬及び猫の多頭飼養変更（廃止）届に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>様式第 4 号 略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、犬（特定動物）による事故届に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>

様式第 5 号の次に、次の 1 様式を加える。

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

（法人、団体にあっては事務所所在地）

住所

（法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名）

（ふりがな）

氏名

生年月日 年 月 日

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。